

点 検 実 施 計 画 書

1. 点検実施体制

点検が適正に実施されるよう、当事業所の従業員の中から『点検責任者（危険物取扱者）』及び『点検実施者』を次のように定める。

点検責任者（免状種別） 職・氏名	————— —————	点検実施者（免状種別） 職・氏名 点検実施者（免状種別） 職・氏名
---------------------	--------------------	--

2. 在庫管理の対象設備

当事業所における点検管理の対象設備を下記に記載する。

(1) 地下貯蔵タンク

タンクNo.	油種名	容 量	構 造	備 考
			鋼製一重殻	
			鋼製一重殻	
			鋼製一重殻	

(2) 漏えい検査管

No. 1 ～ No. () 合計本数 () 本

(3) 地下貯蔵タンクNo.及び漏えい検査管No.は別添平面図を参照。

3. 在庫管理に係る者に対する教育体制

事業所長及び点検責任者は、点検実施者及び在庫管理に係る者に対して次の教育を行う。

対 象 者	実 施 時 期	内 容
点検実施者 及び 在庫管理者	1回／月 対象者が交代 した場合はそ の都度。	1. 点検義務等に関する基本的事項 (1) 点検実施計画書の内容 (2) 点検管理に関する消防法の規定 (3) 点検管理対象設備の構造、設備の基準 2. 在庫管理の点検方法及び記入方法 3. 漏えい検査管、液面計、流量計等の確認・点 検方法及び記入方法

		4. 点検及び在庫管理実施時の災害発生防止対策 5. 異常確認時の対応 (1) 異常の判断基準 (2) 異常時対応の手順 6. その他必要事項
--	--	---

4. 点検方法及び点検記録

地下貯蔵タンクの漏れの点検について、半年に1回以上の点検を実施し報告する。

漏えい検査管による漏えいの有無を1週間に1回以上行い、危険物の貯蔵又は取扱い数量の1/100以上の精度で行う在庫管理を、1日に1回確認することにより、危険物の漏れを確認するとともに、毎月2回以上報告する。

(1) 漏えい検査管による点検（全ての漏えい検査管について実施すること。）

漏えい検査管を検査管内に3～5m程度の点検棒を挿入し、点検棒等に油分の付着又は油臭の有無を確認する。又、地下水の水位及び漏えい検査管の深さも併せて確認する。

漏えい検査管による確認は、1週間に1回以上特定の曜日を定め、この結果を別紙1（在庫管理記録表）の漏えい検査管の点検結果欄に記入する。

(2) 在庫管理による点検

（タンク容量に対し、1/100以上の精度を有する測定器、器具を使用する。）

ア. 自動液面計（遠隔、直上方式共通）

液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を確認、記録する。

イ. 検尺棒

タンク『検尺口』に挿入し、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を確認、記録する。

ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので、計測は行わない。

ウ. 在庫量と使用（消費）量との比較

使用（消費）先の計量機又は流量計の数値（累積数値）を読み取り、使用（消費）量を確認、記録する。

(3) 点検結果の記録

点検結果は、1日に1回行い別紙1（在庫管理記録表）に記録し保存する。

5. 異常の判断

(1) 漏えい検査官点検時の異常

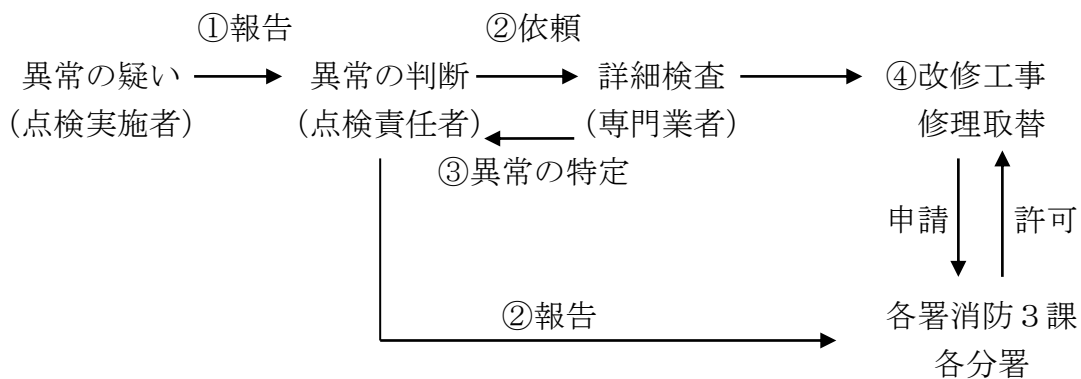
点検棒等に油分の付着又は油臭が確認された場合は、異常と判断する。尚、異常が確認された漏えい検査管については、位置及び異常の内容を記録すること。

(2) 在庫管理の異常

週1回以上実施する在庫管理において著しい増減（1週間の貯蔵、取扱量の1%を超える増減がある場合。）が認められる場合は、異常と判断する。

6. 異常時の対応

- (1) 点検実施者等は、漏えい検査管の点検及び在庫管理において、異常と判断された場合は、速やかに点検責任者及び設置者等に報告する。
- (2) 点検責任者及び設置者等は、『異常』の報告を受けたときは、異常発見時前の危険物の取扱状況（作業等による危険物の漏えい、飛散等の有無。）を調査するとともに、油種及び過去の通常時増減幅等を考慮し、設備の異常と判断された場合は、点検業者に詳細検査を依頼するとともに、所轄消防機関に報告する。
- (3) 詳細検査により、異常が確定された場合は、災害発生防止及び被害の拡大防止のため、設備の使用停止及び危険物の撤去を行う。
- (4) 詳細検査により、異常個所の特定、異常の原因、被害の状況等を調査し、適切な対処法を検討するとともに、所轄消防機関に詳細検査の結果を報告する。
- (5) 設置者等は所轄消防機関と協議の上、適切な改修工事を計画し、申請、許可を受けた後に改修工事を実施する。



7. その他必要な事項

- (1) 本計画届出書の内容に変更を生じた場合は、速やかに消防機関に変更の届出を行うものとする。
- (2) その他必要に応じ、関係機関との連携を図り対応するものとする。